

「働きやすい環境づくり推進事業」委託業務仕様書

1 業務名 「働きやすい環境づくり推進事業」に係る委託業務

2 契約期間 契約締結の日～令和7年3月14日まで

3 目的

長時間労働の縮減や、仕事と育児・介護の両立など、労働者の仕事と生活の調和を図っていくためには、企業における働き方の見直しの取組や休暇制度の整備といったワーク・ライフ・バランスの推進が重要である。

そこで、本事業では、県民及び企業向けにワーク・ライフ・バランスに関する周知啓発と、企業の取り組みを支援することで、労働者が健康で仕事と生活を両立しながら充実した職業生活を営むことのできる、働きやすい職場環境づくりを促進することを目的とする。

4 委託業務内容

(1) ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催

①対象

企業経営者及び人事・労務の担当者

②開催場所

沖縄県内にて4回

③参加者規模

20～30名程度

④実施時間

2時間程度

⑤内容等

- (1) 男性の育児休業の取得促進
 - (2) テレワーク
 - (3) ワーク・ライフ・バランスと生産性向上の両立
- ・1回のセミナーにつき、上記(1)～(3)の3テーマいずれか1つ以上が盛り込むと共に、併せて柔軟な働き方制度（フレックスタイム制、勤務間インターバル等）導入促進のきっかけづくりとなる内容を盛り込むこと。
 - ・セミナーにおいて、当課が実施している「沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度」について周知を行うこと。

⑥アンケートの実施

参加者にアンケートを実施し、理解度、満足度等を調査し、今後の改善点等について報告書を提出する。

(2) ワーク・ライフ・バランス推進リーダー養成講座の開催

①対象

企業経営者及び人事・労務の担当者

②開催場所

沖縄県内にて2回以上

③参加者規模

各 20 名程度(10 社 20 名程度)

④実施時間

実施時間は、合計 4 時間以上とすること。

なお、1 コマ当たり及び 1 日当たりの実施時間、開催頻度等は、受講者が参加しやすいよう配慮すること。

⑤内容等

ア 社内の課題に応じたワーク・ライフ・バランスを推進するためのアクションプランの作成を講座の修了要件とすること。

イ 受講者がアクションプランを作成し、企業内において実践するために必要な知識、技術等を得るための効果的な内容とすること。

ウ グループワーク等を活用し、受講者相互の情報交換、情報共有につながるものとする。

エ 必要に応じて、講座実施日以外において、受講者のワーク・ライフ・バランス推進アクションプランの作成、実施等に関する支援を行うこと。10 社程度、1 社あたり 2 回、1 回あたり 2 時間を想定。

⑥アンケートの実施

参加者にアンケートを実施し、理解度、満足度等を調査し、今後の改善点等について報告書を提出する。

(3) ワーク・ライフ・バランス推進に係る専門家派遣

①支援対象企業

ア 沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業として認証された企業（以下、「認証企業」という。）

イ 県内に事業所を有し、ワーク・ライフ・バランス推進、在宅勤務等のテレワーク、男性の育児休業の取得促進に取り組む意欲がある企業であること。また、沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業の認証申請について希望または検討している企業。

※上記以外の企業選定にあたっては、事前に県と協議するものとする。

②支援企業数及び支援回数

支援企業数 13 社（認証企業を 2 社、県内企業等を 11 社）を想定。

支援回数については、認証企業へは 1 社あたり 1 回程度、その他企業へは 2 回程度の派遣を想定。

③業務内容

ア 認証企業に対する支援

- (1) 認証企業へのワーク・ライフ・バランス取組状況及び認証要件の確認
- (2) ワーク・ライフ・バランスの取組みの更なる推進のためのアドバイス等の支援を行う。
- (3) 支援実施報告書の作成
- (4) アンケートの実施

イ その他企業に対する支援

「ワーク・ライフ・バランスと生産性向上の両立」コース、「テレワークの環

境整備推進」コース、「男性の育児休業の取得促進」コースに分け、以下の支援を行う。

- (1) ヒアリングの実施
具体的な支援内容を決定するために、ヒアリングを行う。
- (2) コンサルティング、アドバイス等の実施
支援を行う企業の事業主の意向、従業員の状況、ニーズ等を踏まえ実施する。
- (3) 支援実施報告書の作成
支援企業への訪問ごとに、支援内容等に関する報告書を作成する。
- (4) アンケートの実施

④留意事項

派遣にあたってはワーク・ライフ・バランスの推進・取組支援、テレワークの推進及び、男性の育児休業の取得促進・取組支援を行うのに適任と思われる社会保険労務士または中小企業診断士を起用すること。

(4)ワーク・ライフ・バランス指南書の作成

- ①仕様：A4版、カラー、16ページ程度
- ②作成部数：500部及び電子データ
- ③内容：ワーク・ライフ・バランスに関する解説、沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度の紹介、沖縄県ワーク・ライフ・バランス認証企業の取り組み事例等を掲載し、県内企業のワーク・ライフ・バランスの取り組みを促進する内容とすること。

(5)ワーク・ライフ・バランスに係るホームページ制作をはじめとした広報活動

本事業の内容及びワーク・ライフ・バランス認証企業等の好事例等を広く県民や企業に周知する等の効果的な広報活動を行う。また、商工会議所等の関係機関とも連携して、事業の周知を図る。

(6)令和5年度働きやすい環境づくり推進事業専門家派遣企業の追跡調査

昨年度、本事業において専門家派遣を受けた企業を対象として、年次有給休暇取得率、育児休業取得率、テレワーク実施率、ワーク・ライフ・バランスに係る規定の整備状況等を調査することで、本事業の効果検証を行う。

(7)上記業務に付随する業務

講師、会場の確保、申込受付等の上記業務に付随する運営に関する業務等を行うこと。

(8)上記以外で、本事業の目的に沿った効果的な提案があればその提案業務の実施に関すること（自主提案）

5 活動指標・成果指標

活動指標・成果指標については以下のとおりとし、達成に向けて創意工夫を凝らすこと。

① 活動指標

活動量および活動実績について下表のとおり指標を定め、活動状況を見極めることとする。

活動指標	目標値
(1) セミナー受講者数	120人
(2) ワーク・ライフ・バランス推進リーダー養成講座	20人
(3) 専門家派遣企業数	13社

※ 県では、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の基本施策のひとつとして、「誰もが安心して働ける環境づくりと多様な人材の活躍促進」を掲げ、“多様で柔軟な働き方の促進”及び“ワーク・ライフ・バランスを実践する企業の支援”の主な取り組みとして上記活動指標を設定する他、九州創生アクションプランの“働き方改革実践企業数”の主な取り組みとして「セミナー受講者数120人」、「ワーク・ライフ・バランス推進リーダー養成講座20人」「専門家派遣企業数13社」という目標値も設定していることから、達成に向けて努めること。

② 成果指標

本委託業務は、国の「デジタル田園都市国家構想交付金」（以下「デジ田交付金」という。）を活用し、働くすべての人が安心して働ける環境を実現するため、長時間労働の縮減や、仕事と育児・介護の両立など仕事と生活を両立しながら働きやすい環境づくりを推進することを目的としていることから、下表のとおり指標を定め、事業実施により得られた効果の検証を測ることとする。

活動指標	目標値
ワーク・ライフ・バランス認証企業数	9社以上
県内企業における男性の育児休業取得率	対前年度比 3.0%増
県内企業における付加価値労働生産性※	対前年度比 77.60円増

※県内企業における付加価値労働生産性＝実質県内総生産／（就業者数×事業所規模 30人以上の常用労働者1人あたりの年間総実労働時間）

5 経費

企画コンペ実施要領4の費目は、以下のとおりとする。

I 人件費

II 直接経費

- ①セミナーの開催に要する経費
- ②リーダー養成講座に要する経費
- ③専門家派遣に要する経費
- ④ワーク・ライフ・バランス指南書作成
- ⑤上記①～③の広報に要する経費
- ⑥その他の経費

III 一般管理費（人件費＋直接経費－再委託費）×10%以内）

IV 消費税・地方消費税

※「III 一般管理費」において、上記計算式における再委託費は、当該事業に直接必要な経費のうち、受託者（共同事業体構成員を含む）が実施できない又は実施する

ことが適当でない業務の遂行を他の事業者¹に委任又は準委任して行わせるために必要な経費及び仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も対象とする。

（請負契約の例：パンフレットの製作・印刷、番組等コンテンツ制作、物品運送等）

6 再委託の制限について

(1) 一括再委託の禁止等

以下の契約の主たる部分については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

<契約の主たる部分>

- ・ 契約金額の 50%を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- ・ 契約の相手方を選定した理由と不可分の関係にある業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募に参加している者、指名停止の措置を受けている者、暴力団員または暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行にあたり、再委託ができる業務等の範囲は以下のとおりとし、再委託を行おうとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「簡易な業務」については、県の承認を要せずに再委託を行うことができる。

<再委託ができる業務の範囲>

- ・ 履行にあたり特殊な技術能力等を必要とする業務
- ・ 業務を遂行する上で、円滑かつ効率的な執行が見込める専門的業務

<簡易な業務>

- ・ チラシ・ポスター等の広報物の制作
- ・ 資料の収集、整理
- ・ 複写、印刷、製本
- ・ 原稿、データの入力及び集計

7 業務進捗状況及び打ち合わせ

必要に応じて、業務の進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせを実施する。なお、原則月 1 回とし、毎月 10 日までに進捗状況を労働政策課に報告することとする。

8 著作権

成果物の著作権及び所有権は、県に帰属する。

ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用を持って処理するものとする。

9 協議について

本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は本課と協議すること。

10 その他

- (1) 県と受託者は、本事業が円滑に行われるよう、連携を密にし、適宜調整を図りながら実施する。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項で、当然具備されなければならない事項は、これを省略してはならない。